

事業者向けアンケート

目的のURLではありませんのでご注意ください。

【テスト】 令和7年度 新宿区公契約条例アンケート（事業者向け）

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

※本アンケートの回答内容が貴社との入札、契約等に影響することは一切ございませんので、忌憚のないご意見をいただくと幸いです。

Q1. 貴社が受注（受託）した、公契約条例の適用案件（以下「適用案件」といいます。）は、次のどれですか。 必須

- 工事 業務委託、設計等 指定管理協定

Q2. 適用案件の受注者（受託者）は、労働報酬下限額等の条例で定める事項を、業務に従事する労働者等へ周知しなければならないとされていますが、どのような方法で周知しましたか。（複数回答可） 必須

- 作業場等に書面を掲示した。
 労働者個人へ書面を交付した。
 会議の場等で、労働者へ口頭で伝えた。
 その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 必須

具体的な内容

0 / 500

Q3. 公契約条例に関して、労働者等から相談や質問、苦情等ありましたか。 必須

- あった。
 なかった。

「あった。」と回答された方は以下に内容を具体的に記載してください。 必須

Q4. 適用案件となったことにより、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由もご記入ください。 必須

- そう思う。
- そう思わない。
- どちらともいえない。

理由記入欄

Q5. 適用案件となったことにより、労働者の労働意欲が向上したと思いますか。また、その理由もご記入ください。 必須

- そう思う。
- そう思わない。
- どちらともいえない。

理由記入欄

Q6. 適用案件となったことにより、業務の質が向上したと思いますか。また、その理由もご記入ください。 必須

- そう思う。
- そう思わない。
- どちらともいえない。

理由記入欄

Q7. 適用案件となったことにより労働報酬下限額（金額についてはQ 8 参照）が定められました。他の案件に比べ労働者に支払う金額は変わりましたか。 必須

- 他の案件に比べ増加した。
- 他の案件に比べ減少した。
- 変わらない。

Q8. 現在の労働報酬下限額（工事は、東京都の公共工事設計労務単価の9割、委託、設計等は1時間あたり1,438円、指定管理協定は下記の新宿区公式ホームページのとおり）は妥当だと思いますか。また、その理由をご記入ください。 必須

- 妥当である。
- 妥当ではない。

新宿区公式ホームページ 令和7年度労働報酬下限額について
<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000422182.pdf>

理由記入欄

Q9. 適用案件となったことにより、契約締結時に「労働環境確認報告書」、業務完了の概ね1か月前に「労働環境確認報告書について」を提出していただいておりますが、提出書類の内容は十分だと思いますか。補足するべき点があれば、ご記入ください。 必須

- 内容は十分だ。
- 内容に不十分な点がある。

「内容に不十分な点がある。」と回答された方は補足するべき点を以下に記載してください。

Q10. 公契約条例についてのご意見やご要望等をご自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケートの結果につきましては、区の業務を担う事業者の皆様の貴重なご意見としてお預かりし、今後の公契約に係る制度の改善に向けて活用させていただきます。

→ 確認画面へ進む

📄 入力内容を一時保存する



Powered by LoGoフォーム -

© TRUSTBANK, Inc.

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#)

新宿区告示第145号

令和7年度労働報酬下限額について

新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）第8条第3項の規定により、令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和7年3月7日

新宿区長 吉住 健一

1 工事請負契約

（単位：円 / 1日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
02	普通作業員	24,120	28	潜水士	44,910
03	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
04	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
05	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
06	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
07	石工	29,520	33	型わく工	28,530
08	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
09	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手（特殊）	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手（一般）	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	29,700
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	29,520
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員B	15,840
26	高級船員	34,380			

ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり12,950円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,438円
---------	---------------

区外に存する施設の指定管理協定については、各施設が所在する県の最低賃金で定められている地域別最低賃金額と、東京都の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額の格差率に、令和7年度の労働報酬下限額を乗じて得た金額とする。

中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」	1,437円
区民健康村「グリーンヒルハヶ岳」	1,222円
女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」	1,234円

以上

労働者向けアンケート (Q1で「工事」を選択した場合)

開用のURLではありませんのでご注意ください。

【テスト】令和7年度 新宿区公契約条例アンケート（労働者向け）

入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

※本アンケートの回答により、個人が特定されたり、回答者の方が不利益を受けることは一切ございませんので、安心してご意見をいただくと幸いです。

Q1. あなたが働いている業種を教えてください。 必須

工事 業務委託、設計等 指定管理協定

Q1-1. Q1で「工事」を選択された方へ⇒職種をお答えください 必須

- 特殊作業員
- 普通作業員
- 軽作業員
- 造園工
- 法面工
- とび工
- 石工
- ブロック工
- 電工
- 鉄筋工
- 鉄骨工
- 塗装工
- 溶接工
- 運転手（特殊）
- 運転手（一般）
- 潜かん工
- 潜かん世話役
- さく岩工
- トンネル特殊工
- トンネル作業員

- トンネル世話役
- 橋りょう特殊工
- 橋りょう塗装工
- 橋りょう世話役
- 土木一般世話役
- 高級船員
- 普通船員
- 潜水土
- 潜水連絡員
- 潜水送気員
- 山林砂防工
- 軌道工
- 型わく工
- 大工
- 左官
- 配管工
- はつり工
- 防水工
- 板金工
- タイル工
- サッシ工
- 屋根ふき工
- 内装工
- ガラス工
- 建具工
- ダクト工
- 保温工
- 建築ブロック工
- 設備機械工
- 交通誘導警備員 A
- 交通誘導警備員 B
- その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 **必須**

具体的な内容

Q1-2. Q1で「工事」を選択された方へ⇒年齢をお答えください 必須

- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80代以上
- その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 必須

具体的な内容

0 / 500

Q1-3. Q1で「工事」を選択された方へ⇒現在の職種の経験年数をお答えください 必須

- 1年未満
- 1年以上5年未満
- 5年以上10年未満
- 10年以上20年未満
- 20年以上
- 分からない
- その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 必須

具体的な内容

0 / 500

Q1-4. Q1で「工事」を選択された方へ⇒居住地をお答えください 必須

- 新宿区
- 23区（新宿区以外）
- 都内（23区以外）
- 神奈川県、千葉県、埼玉県
- 群馬県、栃木県、茨城県
- その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 必須

具体的な内容

0 / 500

Q1-5. Q1で「工事」を選択された方へ⇒お勤め先の事業所の所在地をお答えください（複数回答可） 必須

- 新宿区
- 23区（新宿区以外）
- 都内（23区以外）
- 神奈川県、千葉県、埼玉県
- 群馬県、栃木県、茨城県

その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 **必須**

具体的な内容

0 / 500

Q2. 公契約条例の適用案件(以下「適用案件」といいます。)では、区が定めた労働報酬下限額(下記の新宿区公式ホームページのとおり)以上の報酬が保証されています。このことをご存知ですか。 **必須**

知っている ⇒Q3へ

知らなかった ⇒Q4へ

新宿区公式ホームページ 令和7年度労働報酬下限額について
(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000422182.pdf>)

Q3. Q2で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。(複数回答可) **必須**

- 職場(作業場)の掲示物(ポスターなど)で知った。
- 職場(作業場)で配布された書類(チラシなど)で知った。
- 勤務先からの説明(会議や朝礼の場など)で知った。
- 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。
- その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 **必須**

具体的な内容

0 / 500

Q4. あなたは区が定めた労働報酬下限額(下記の新宿区公式ホームページのとおり)以上の報酬を受け取っていますか。 **必須**

- 受け取っている。
- 受け取っていない。
- 分からない。

[新宿区公契約条例の手引き「支払賃金単価の算出例」](#)

新宿区公式ホームページ 令和7年度労働報酬下限額について
(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000422182.pdf>)

「分からない。」と回答された方は以下に理由を具体的に記載してください。 **必須**

0 / 500

Q5. 現在の労働報酬下限額の基準は、別紙の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。適切だと思わない場合は、その理由をご記入ください。 **必須**

- 適切だと思う。
- 適切だと思わない。

労働報酬下限額の基準の算出について（別紙）

「適切だと思わない。」と回答された方は理由を以下に記載してください。 **必須**

0 / 500

Q6. 適用案件の労働者は、受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など、公契約条例に違反する事例があれば「新宿区」「あなたを雇用している会社」「元請の会社」のいずれにもその旨を申し出ることができます。このことをご存知ですか。 **必須**

- 知っている。 ⇒ Q7へ
 知らなかった。 ⇒ Q8へ

Q7. Q6で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

- 職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。
 職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。
 勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。
 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。
 その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 **必須**

具体的な内容

0 / 500

Q8. 適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上につながると思いますか。また、その理由をご記入ください。 **必須**

- そう思う。
 そう思わない。
 どちらともいえない。

理由記述欄 **必須**

0 / 500

Q9. 公契約条例についてのお考えやご意見、ご要望等をご自由にご記入ください。

0 / 500

本アンケートの結果につきましては、区の業務を支える労働者の皆様の貴重なご意見としてお預かりし、今後の公契約に係る制度の改善に向けて活用させていただきます。

→ 確認画面へ進む

📄 入力内容を一時保存する



Powered by LoGoフォーム -

© TRUSTBANK, Inc.

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#)

入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

※本アンケートの回答により、個人が特定されたり、回答者の方が不利益を受けることは一切ございませんので、安心してご意見をいただくと幸いです。

Q1. あなたが働いている業種を教えてください。 必須

- 工事 業務委託、設計等 指定管理協定

Q2. 公契約条例の適用案件(以下「適用案件」といいます。)では、区が定めた労働報酬下限額(下記の新宿区公式ホームページのとおり)以上の報酬が保証されています。このことをご存知ですか。 必須

- 知っている ⇒Q3へ
 知らなかった ⇒Q4へ

新宿区公式ホームページ 令和7年度労働報酬下限額について
(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000422182.pdf>)

Q3. Q2で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。(複数回答可) 必須

- 職場(作業場)の掲示物(ポスターなど)で知った。
 職場(作業場)で配布された書類(チラシなど)で知った。
 勤務先からの説明(会議や朝礼の場など)で知った。
 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。
 その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 必須

具体的な内容

0 / 500

Q4. あなたは区が定めた労働報酬下限額(下記の新宿区公式ホームページのとおり)以上の報酬を受け取っていますか。 必須

- 受け取っている。

- 受け取っていない。
- 分からない。

[新宿区公契約条例の手引き「支払賃金単価の算出例」](#)

新宿区公式ホームページ 令和7年度労働報酬下限額について

(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000422182.pdf>)

「分からない。」と回答された方は以下に理由を具体的に記載してください。 **必須**

0 / 500

Q5. 現在の労働報酬下限額の基準は、別紙の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。適切だと思わない場合は、その理由をご記入ください。 **必須**

- 適切だと思う。
- 適切だと思わない。

[労働報酬下限額の基準の算出について（別紙）](#)

「適切だと思わない。」と回答された方は理由を以下に記載してください。 **必須**

0 / 500

Q6. 適用案件の労働者は、受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など、公契約条例に違反する事例があれば「新宿区」「あなたを雇用している会社」「元請の会社」のいずれにもその旨を申し出ることができます。このことをご存知ですか。 **必須**

- 知っている。 ⇒ Q7へ
- 知らなかった。 ⇒ Q8へ

Q7. Q6で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

- 職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。
- 職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。
- 勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。
- 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。
- その他

その他を選択した方は具体的な内容をご入力ください。 **必須**

具体的な内容

Q8. 適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上につながるとお考えですか。また、その理由をご記入ください。 **必須**

- そう思う。
 そう思わない。
 どちらともいえない。

理由記述欄 **必須**

0 / 500

Q9. 公契約条例についてのお考えやご意見、ご要望等をご自由にご記入ください。

0 / 500

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケートの結果につきましては、区の業務を支える労働者の皆様の貴重なご意見としてお預かりし、今後の公契約に係る制度の改善に向けて活用させていただきます。

→ 確認画面へ進む

📁 入力内容を一時保存する



Powered by LoGoフォーム -

© TRUSTBANK, Inc.

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#)

リンク先 1

Q1. で「工事」を選択された方は
下記をクリックしてください。

[新宿区公契約条例の手引き
「支払賃金単価の算出例」](#)

ここをクリックすると
P.28の計算式が表示され
ます。

Q1. で「業務委託、設計等」
または「指定管理協定」を選択された方は
下記をクリックしてください。

[新宿区公契約条例の手引き
「支払賃金単価の算出例」](#)

ここをクリックすると
P.29の計算式が表示され
ます。

新宿区公契約条例の手引き

令和7年4月

新宿区総務部契約管財課

目次

1	条例制定の経緯	1
2	用語の定義	1
3	公契約条例及び公契約条例施行規則の概要	2
4	適用範囲	6
5	労働報酬下限額	7
6	支払賃金単価の算出方法	8
7	労働環境確認報告書等の作成及び提出	12
8	労働者等への周知	12
9	労働者等の申出	12
10	調査及び是正措置	13
11	不適切な労働環境等に対する措置	13

< 資料 >

資料1	労働環境確認事務の流れ	14
資料2	労働環境確認書（工事）（委託・協定）	15
資料3	労働環境確認報告書について	24
資料4-1	新宿区公契約条例に関するお知らせ（事業場掲示用）	25
資料4-2	新宿区公契約条例に関するお知らせ（配布用）	27
資料5	労働報酬に係る申出書	28
資料6	労働報酬に係る申出に対する報告要求書	29
資料7	労働報酬に係る申出に対する報告書	30
資料8	立入調査通知書	31
資料9	是正措置を求める通知書	32
資料10	是正措置報告書	33

< 条例・規則等 >

新宿区公契約条例	34
新宿区公契約条例施行規則	39
新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項	49

< その他 >

令和7年度労働報酬下限額	51
--------------	----

1 条例制定の経緯

新宿区（以下「区」という。）は、平成22年4月に「新宿区調達のあるり方について（指針）」を制定し、公共サービス調達において、透明性・公正性・競争性を図りながら適正な履行と良好な品質を確保してきました。

また、平成22年7月に「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を施行し、区の契約における最低賃金水準額を設定するとともに、予定価格2,000万円以上の契約案件について、その契約に従事する労働者の労働環境の確認を行い、適正な労働環境の整備を推進してきました。

一方で、令和元年10月の消費税率の引上げや、令和2年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向等に適切に対応するため、公契約における制度の強化を図る必要があると考え、平成30年11月より「公契約における新たなルール」づくりの検討を始めました。検討にあたっては、区内の事業者や関係団体等からの意見聴取や、条例の制定に向けたパブリック・コメントを実施し、これらで寄せられたご意見等を踏まえ、更なる労働環境の整備を推進するとともに、現在の公契約に係る制度の強化を図り、公共サービス調達における品質の確保を持続可能なものとするため、「新宿区公契約条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	区が締結する下記の契約（協定） 請負契約 業務の委託契約 指定管理者との公の施設の管理に関する協定
受注者	区と公契約を締結した者
受注関係者	受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（下請事業者等） 労働者派遣契約に基づき、労働者を受注者又は下請事業者等に派遣する者
労働者等	受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働者 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との公契約に係る業務に従事する者
労働報酬下限額	公契約に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額
新宿区労働報酬等審議会	労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議する、区長の附属機関の審議会

3 公契約条例及び公契約条例施行規則の概要

【新宿区公契約条例】の内容は、以下のとおりです。

条 項	主な内容
目的 (第1条)	公契約に係る基本方針を定め、区及び事業者が対等の立場で締結する公契約における責務を明らかにし、公契約の公平かつ公正な入札制度、労働者等の適正な労働環境を確保することにより、適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与すること。
定義 (第2条)	用語の定義の から のとおり。
適用範囲 (第3条)	<p>予定価格が2,000万円以上の工事の請負契約</p> <p>予定価格が1,000万円以上の業務の委託契約</p> <p>指定管理者との公の施設の管理に関する協定</p> <p>労働者等の最低の報酬額や労働環境の確認が必要となる契約です。</p>
基本方針 (第4条)	<p>公契約に係る手続きの透明性を確保すること。</p> <p>公契約の公正な競争の促進。</p> <p>談合その他不正行為の排除。</p> <p>区内事業者の請負、又は受託機会の確保、区民の業務従事機会の確保。(努力義務)</p> <p>労働者の適正な労働環境の確保。</p> <p>適正な価格による調達。</p> <p>区の施策の推進に係る調達。</p> <p>公契約の適正な履行の確保。</p>
区の責務 (第5条)	この条例の目的を達成するため、公契約に係る施策を総合的かつ効果的に推進する。
受注者等の責務 (第6条)	<p>公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、労働者等の適正な労働環境を確保するよう努める。</p> <p>区が実施する公契約に係る施策に協力するよう努める。</p>
区内事業者の活用 (第7条)	受注者等は公契約に関わる業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託する時には区内事業者を活用するよう努める。

<p>労働報酬下限額 (第8条)</p>	<p>区長は、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴き、労働報酬下限額を定める。 区長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。</p>
<p>公契約に定める事項 (第9条)</p>	<p>受注者は、公契約に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。 受注者は、受注関係者が労働者等に支払った報酬が、労働報酬下限額未満の場合、その差額が支払われるよう措置を講ずる。 受注者は、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、区長へ報告する。 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が行われる作業所等の見やすい場所に掲示又は書面の交付等により、労働者等に周知しなければならない。 (ア)労働者等の範囲 (イ)労働報酬下限額 (ウ)第10条の規定による申出をする場合の申出先 (エ)第10条の規定による申出をした労働者等への不利益な取扱いの禁止 受注者は、第12条による報告、資料の提出、立入調査に応じなければならない。 受注者は受注関係者との契約において次のことを定める。 (ア)労働者等に対して、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。 (イ)第12条による調査等の協力を努めること。</p>
<p>労働者等の申出 (第10条)</p>	<p>労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われない場合や支払われた報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合、その他条例違反の疑いがある場合は、区長又は受注者等に申し出ることができる。</p>
<p>不利益な取扱いの禁止 (第11条)</p>	<p>受注者等は、労働者等から第10条の申出があった場合は、誠実に対応し、申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

<p>報告の要求及び立入調査 (第12条)</p>	<p>区長は、労働者等から第10条の申出があったときその他条例に定める事項の確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、職員に受注者の事業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。</p> <p>区長は、必要があると認める場合は、受注関係者に対し、必要な調査の協力を求めることができる。</p> <p>立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない。</p>
<p>是正措置 (第13条)</p>	<p>区長は、第12条の規定による報告、資料の提出、立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認める時は、受注者に対し是正を講ずることを求める。</p> <p>受注者は、この是正措置を求められた場合は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置の内容を区長に報告しなければならない。</p>
<p>公契約の解除 (第14条)</p> <p>公表 (第15条)</p> <p>損害賠償 (第16条)</p>	<p>区は、受注者が次のいずれかに該当する場合は、公契約を解除することができる。</p> <p>(ア)第12条の規定による報告、資料の提出をせず、虚偽の報告、虚偽の資料の提出をし、立入調査を拒み、妨げ、忌避したとき。</p> <p>(イ)第13条の規定による是正措置を講ぜず、報告をせず、虚偽の報告をしたとき。</p> <p>区は、公契約を解除した場合は、その旨を公表する。</p> <p>区は受注者に対し、解除により生じた損害賠償を請求できる。また、解除により受注者に生じた損害賠償の責を負わない。</p>
<p>審議会の設置 (第17条)</p> <p>審議会の組織 (第18条)</p>	<p>用語の定義 のとおり。</p> <p>審議会は、委員6人以内で構成</p> <p>(ア)学識経験者 (イ)事業者 (ウ)労働者</p> <p>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>

【新宿区公契約条例施行規則】の内容は、以下のとおりです。

条 項	主な内容
趣旨 (第1条)	新宿区公契約条例の施行に関し必要な事項を定める。
定義 (第2条)	この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
労働環境の報告 (第3条)	<p>受注者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出する。</p> <p>(ア)工事の請負契約を締結したとき、<u>労働環境確認報告書(工事)</u>(規則様式)を提出する。</p> <p>(イ)業務の委託契約又は協定を締結したとき、<u>労働環境確認報告書(委託・協定)</u>(規則様式)を提出する。</p> <p>受注者は、報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書面を区長に提出する。</p> <p>区長は、受注者から書面の提出があったときは、その内容を確認し、契約書等とともに当該書面を保存する。</p>
身分証明書 (第4条)	条例第12条に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(規則様式)とする。
公表 (第5条)	<p>条例第15条による公表は次の事項を総務部契約管財課の掲示板への掲示、区のホームページへの掲載等により行う。</p> <p>(ア)公契約の件名、契約日</p> <p>(イ)受注者及び受注関係者の名称、代表者氏名、事務所の所在地</p> <p>(ウ)公契約の解除理由、解除年月日</p> <p>(エ)その他区長が必要と認める事項</p>
審議会の委員の数 (第6条)	<p>条例第17条に規定する審議会は次に掲げるもので構成する。</p> <p>(ア)学識経験者 2名以内</p> <p>(イ)事業者 2名以内</p> <p>(ウ)労働者 2名以内</p>
会長及び副会長 (第7条)	<p>審議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>会長及び副会長、委員の互選により定める。</p> <p>会長は審議会を代表し、会務を総理する</p> <p>副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき等に、その職務を代理する。</p>

会議 (第8条)	審議会は会長が招集する。 委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。 必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させ意見を聴くこと、又は必要な資料の提出を求めることができる。
守秘義務 (第9条)	委員は、職務上知りえた秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

4 適用範囲

1 条例の適用範囲

労働者等の最低の報酬額や労働環境の確認が必要となる契約（協定）は以下のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事の請負契約	予定価格が2,000万円以上
業務の委託契約	予定価格が1,000万円以上
協定	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定

- 1 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。
- 2 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別に関わらず適用となります。
- 3 **上記の契約（協定）は、条例第8条から第16条の規定が適用されます。**
- 4 上記の契約は、条例が適用される契約である旨を入札公告、指名通知書、事業者選定時の公告等に記載し、事業者に通知します。事業者は条例の適用契約であることを確認した上で、参加することになります。
- 5 受注者は、業務の一部を受注関係者に請け負わせる場合は、**条例の適用契約であることを受注関係者に周知する必要があります。ただし、労働環境確認報告書の提出義務は受注者のみ**とし、受注関係者は提出不要です。
- 6 受注者は、次の事項を業務が行われる作業所等見やすい場所に掲示するか、労働者に周知カード等を直接交付してください。
 - 労働者等の範囲
 - 労働報酬下限額
 - 申出をする場合の申出先
 - 申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いを受けないこと。

2 適用労働者等の範囲

(1) 条例が適用される労働者等は、次のとおりです。

受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）

自らが提供する役務の対価を得るため、受注者等との請負契約又は業務の委託契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

1 労働者等は、**公契約に従事する労働者であれば、契約の相手方である受注者に雇用される労働者だけでなく、下請負や再委託労働者に対しても適用されます。**

(2) 次に掲げる者は、条例適用対象案件の規定を受ける労働者に該当しません。

○同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
○労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
条例適用対象案件に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
条例適用となる契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

5 労働報酬下限額

公契約の業務に従事する労働者等に対して支払われるべき1日又は1時間当たりの労働報酬下限額は、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示します。
受注者等は、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払わなければなりません。

公契約の種類	参考とする金額
工事の請負契約	公共工事設計労務単価の金額
業務の委託契約 協定	新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号口に掲げる行政職給料表（二）が適用される職員の初任給として受けるべき給料月給

『令和7年度労働報酬下限額』はP51のとおり
(労働報酬下限額は、毎年定めます。)

6 支払賃金単価の算出方法

1 支払賃金単価について

(1) 工事請負契約

受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（ ）

職業の職種を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者

算定対象の賃金等(例)

賃金等の区分	賃金等の例
基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給
基準内手当	家族手当(扶養手当)、通勤手当、都区手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
臨時の給与	賞与(期末手当、勤勉手当)、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給等

- 1 実物給与は、就業規則などで支払規定があるものに限られます。
- 2 各手当は公共工事設計労務単価に準じているため、詳細は公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」を参考としてください。

算定対象としない賃金等(例)

賃金等の区分	賃金等の例
特殊な労働に対する手当	見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対して支払った手当
割増賃金の代替としての手当	時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者等を休業させた場合に支払った手当(ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります。)
本来は経費に当たる手当	労働者等個人持ちの工具・車両の損料、労働者等個人が負担した旅費、携帯電話手当等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当

一人親方

条例適用対象案件に係る業務に従事するために締結した請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

(2) 業務委託契約及び指定管理協定算定対象の賃金等(例)

賃金等の区分	賃金等の例
基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給
諸手当	職務手当、現場手当、技能手当等

1 各手当は、最低賃金法に定める最低賃金に準じているため、詳細は厚生労働省のホームページに記載してある、「最低賃金の対象となる賃金」を参考としてください。

算定対象としない賃金等(例)

賃金等の区分	賃金等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当、一月を超える期間ごとに支払われる賞与等の賃金
時間外割増賃金	所定労働時間を超える時間に労働に対して支払われる賃金
休日割増賃金	所定労働日以外の日に労働に対して支払われる賃金
深夜割増手当	午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
その他手当	精皆勤手当、通勤手当、家族手当

1 労働の対価は、税金や社会保険料等を控除する前のものになりますので、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なります。

P.16で「工事」用の「支払賃金単価の算出例」をクリックするとこのページに飛びます

2 支払賃金単価の算出例

(1) 工事請負契約（普通作業員の場合）

公共工事設計労務単価に含まれる賃金及び手当等の合計額を1日当たり（8時間労働）の賃金に換算してください。

1日当たりの所定労働時間が8時間で月給の場合

$$\text{賃金単価} = (\text{基本給相当額} + \text{基準内手当} + \text{臨時の給与} + \text{実物給与}) \div (\text{1月当たりの所定労働日数})$$

労働時間 対象工事の所定労働日数：15日
 その他工事の所定労働日数：5日
 計：20日

賃金 1か月分
 基本給：400,000円
 時間外割増賃金：10,000円
 家族手当：30,000円
 実物給与（食事）：15,000円
 臨時の給与（賞与）：40,000円（240,000円÷6月）

	1か月分の支給額	対象工事分 【条例適用対象案件分】	計算式
基本給	400,000	300,000	400,000 ÷ 20日 × 15日
時間外割増賃金	10,000	0	対象外
家族手当	30,000	22,500	30,000 ÷ 20日 × 15日
実物給与	15,000	11,250	15,000 ÷ 20日 × 15日
臨時の給与	40,000	30,000	40,000 ÷ 20日 × 15日
合計	495,000	363,750	

対象工事分（1か月） 【条例適用対象案件分】	1日当たりの賃金	計算式
363,750	24,250	363,750 ÷ 15日

支払賃金 24,250円 労働報酬下限額 24,120円
 （職種：普通作業員）

支払賃金が、労働報酬下限額以上であれば問題ありません。労働報酬下限額は、職種ごとに毎年定めます。

P.16で「業務委託、設計等」用の「支払賃金単価の算出例」をクリックするとこのページに飛びます

(2) 業務委託契約（清掃業務に従事する労働者の場合）

最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額及び諸手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算してください。

1日当たりの所定労働時間が8時間で月給の場合

$$\text{賃金単価} = (\text{基本給相当額} + \text{諸手当}) \text{を1時間当たりに換算した額} \div (\text{1月当たりの所定労働日数} \times 8)$$

諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除く。

労働時間 対象業務の所定労働時間 : 15日 × 8時間 = 120時間 時間外労働 : 10時間
 その他業務の所定労働時間 : 5日 × 8時間 = 40時間
 計 : 20日 × 8時間 = 160時間

賃金 1か月分
 基本給 : 200,000円
 職務手当 : 32,000円
 時間外割増賃金 : 16,000円
 家族手当 : 20,000円
 実物給与(食事) : 10,000円

	1か月分の支給額	対象業務分 【条例適用対象案件分】	計算式
基本給	200,000	150,000	200,000 ÷ 160 時間 × 120 時間
職務手当	32,000	24,000	32,000 ÷ 160 時間 × 120 時間
時間外割増賃金	16,000	0	対象外
家族手当	20,000	0	対象外
実物給与	10,000	0	対象外
合計	278,000	174,000	

対象業務分(1か月) 【条例適用対象案件分】	1時間当たりの賃金	計算式
174,000	1,450	174,000 ÷ 120 時間

支払賃金 1,450円 労働報酬下限額 1,438円

支払賃金が、労働報酬下限額以上であれば問題ありません。労働報酬下限額は、毎年定めます。

7 労働環境確認報告書等の作成及び提出

条例適用対象案件においては、受注者は労働環境確認報告書を作成し、区に提出する義務があります。労働環境確認報告書（P.15～）は、労働者等の労働環境の状況を確認するものであり、契約締結後、速やかに提出してください。区は提出された労働環境確認報告書の内容を確認します。

（１）契約締結時の提出

契約締結後、速やかに提出してください。

（２）提出先

新宿区総務部契約管財課。ただし、指定管理協定は協定を締結する担当課。

なお、契約期間中に労働環境確認報告書の内容に変更があった場合は、内容を変更した労働環境確認報告書を提出していただきます。

（３）業務完了日から１か月前

業務完了日から１か月前になったら、資料３ 労働環境に関する報告書（P.24）を提出してください。提出先は、上記（２）と同様です。

8 労働者等への周知

受注者は、次に掲げる事項を周知するため、条例適用対象案件に係る業務が行われる作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付等してください。

労働者等の範囲

労働報酬下限額

申出をする場合の申出先

申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いを受けないこと。

資料４ - １：新宿区公契約条例に関するお知らせ（P.25）

資料４ - ２：周知用カード（P.27）

9 労働者等の申出

条例適用対象案件に従事する労働者等は、支払われるべき報酬が支払われていない場合又は支払われた報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合、区長又は受注者等に申し出ることができます。

なお、受注者等は、当該申出をしたことを理由として、当該労働者等に対し不利益な取扱いをしてはなりません。

資料５：労働報酬に係る申出書（P.28）

10 調査及び是正措置

条例適用対象案件に従事する労働者等から申し出があった場合又は提出された労働環境確認報告書を確認しその内容に疑義がある場合は、区長は必要に応じて受注者に対して報告、資料の提出を求め、又は立入調査を行うことができます。さらに、必要な場合は、受注関係者に報告、資料の提出を求め、又は立入調査を行い、協力を求めることができます。

区長は、立入調査等の結果、労働環境の改善が必要と判断した場合は、受注者に対して是正の指導をすることができます。是正の指導を受けた受注者は、速やかに改善を図り、是正措置報告書を提出しなければなりません。

資料6：労働報酬に係る申出に対する報告要求書（P.29）

資料7：労働報酬に係る申出に対する報告書（P.30）

資料8：立入調査通知書（P.31）

資料9：是正措置を求める通知書（P.32）

資料10：是正措置報告書（P.33）

11 不適切な労働環境等に対する措置

区長は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約の解除（協定においては指定の取消し）をすることができます。また、区が契約を解除等したときは、その旨を公表します。さらに、解除等により生じた損害の賠償を請求することができます。

労働環境確認報告書を提出せず、虚偽の報告をしたとき。

区長への報告、資料の提出をせず、虚偽の報告、虚偽の資料の提出をし、立入調査を拒み、妨げる、忌避したとき。

是正措置を講ぜず、報告をせず、虚偽の報告をしたとき。

令和 年 月 日

新宿区長 宛て

所在地：
名称：
代表者の職・氏名：
連絡先電話番号：
担当者：

労働環境確認報告書について

令和 年 月 日に提出いたしました下記契約（協定）に係る労働環境確認報告書の回答内容については、新宿区公契約条例の規定を遵守し、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境を確保していることを報告いたします。

記

- 1 契約（協定）件名 _____
- 2 契約年月日 _____ 令和 年 月 日

新宿区公契約条例に関するお知らせ（事業場掲示用）

あなたのお仕事には

「新宿区公契約条例」が適用されます

条例に基づく新宿区独自の賃金の下限額（ ）が定められています。

（ ）条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、新宿区又は受注者等に申出ることができます。申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

契約（協定）名	
履行場所	
履行期間	

（１）適用される労働者

・ 事業者に雇用され、条例適用対象案件に係る業務に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）

・ 自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負契約又は業務の委託契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

（２）適用されない労働者

・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人

・ 労働基準法第 9 条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）

・ 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

・ 適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）

・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者

・ 適用となる契約に係る業務に従事した時間が 1 か月あたり 30 分未満の者

（３）労働報酬下限額

建設工事 公共工事設計労務単価の 9 割の額（別紙参照）

業務委託及び指定管理協定 1 時間あたり 1,438 円

4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、区長又は受注者に申し出ることができません。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けません。

申出先		住所	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者 (区)	総務部契約管財課 契約係	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番 1号 新宿区役所本庁舎4階	03-5273-4075

建設工事 労働報酬下限額(単位:円/1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
02	普通作業員	24,120	28	潜水士	44,910
03	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
04	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
05	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
06	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
07	石工	29,520	33	型わく工	28,530
08	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
09	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手(特殊)	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手(一般)	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	29,700
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	29,520
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員B	15,840
26	高級船員	34,380			

周知カード

受注者は、労働者等が業務の作業場所に入る際に、周知カードを配布してください。

（表）

あなたのお仕事には「**新宿区公契約条例**」が適用されます。条例に基づく新宿区独自の賃金の下限額が定められています。（条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。）

労働者の範囲

受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者（一人親方も含む）

建設工事の労働報酬下限額

公共工事設計労務単価の9割の額
（詳細は区ホームページをご確認ください）

業務委託及び指定管理協定の労働報酬下限額

1時間あたり **1,438円**
（裏もご覧ください）

（裏）

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、新宿区又は受注者に申出ることができます。

○申出をする場合の申出先

- ・新宿区総務部契約管財課契約係
電話 03 - 5273 - 4075

- ・受注者（元請け業者、雇用主）
電話

申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

労働報酬に係る申出書

令和 年 月 日

宛て

住所
 申出者 氏名
 電話番号

私に関する労働報酬について、次のとおり申し出ます。

契約案件名又は協定名	
申出内容	労働報酬下限額を下回っている。 支払われるべき日において支払われていない。
労働報酬の支払者 (又は支払義務者)	
支払日 (又は支払われるべき日)	年 月 日
支払われた労働報酬額 (又は支払われるべき労働報酬額)	円

労働報酬額は、1日あたり、又は1時間当たりの金額を記載してください。
 金額の算出方法等については、「新宿区公契約条例 手引き」の「6 支払賃
 金単価の算出方法」を参照してください。

令和 年 月 日

労働報酬に係る申出に対する報告要求書

様

新宿区長

新宿区公契約条例第12条（第1項・第2項）の規定に基づき、労働者等からの申出について、次のとおり報告を求めます。

契約件名 又は協定名	
申出年月日	年 月 日
報告を求める事項	
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

労働報酬に係る申出に対する報告書

新宿区長 宛て

所在地
報告者 名称
代表者

労働者等からの申出について、次のとおり報告します。
なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

契約件名 又は協定名	
報告内容	
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

立入調査通知書

宛て

新宿区長

新宿区公契約条例第12条（第1項・第2項）の規定に基づき、労働者等からの申出の事実の確認又は労働者等の労働環境の確認のため、次のとおり立入調査を実施します。

契約件名 又は協定名	
調査事項	
立入調査日時	年 月 日 時
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

是正措置を求める通知書

様

新宿区長

新宿区公契約条例第13条第1項に基づき、条例適用対象案件における労働環境について、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

契約件名 又は協定名	
是正措置を求める 事項	
連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

是正措置報告書

新宿区長 宛て

所在地
報告者 名称
代表者

条例適用対象案件における労働環境に係る是正措置の求めについて、次のとおり措置を講じたので報告します。

契約件名 又は協定名	
講じた措置の内容 及び結果	
措置日	年 月 日
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

新宿区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約の手續及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区（以下「区」という。）及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

公契約 区が締結する請負契約、業務の委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）をいう。

受注者 区と公契約を締結した者をいう。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者
労働者等 次に掲げる者（区長が別に定める者を除く。）をいう。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は業務の委託契約により公契約に係る業務に従事する者

(適用範囲)

第3条 第8条から第16条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

予定価格が2,000万円以上である工事の請負契約

予定価格が1,000万円以上である業務の委託契約
協定

2 前項の規定は、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認めるものであるときは、適用しない。

(基本方針)

第4条 区における公契約に係る基本的な方針は、次に掲げるとおりとする。

公契約に係る手續の透明性を確保すること。

公契約の入札に参加しようとし、又は公契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。

談合その他の不正行為を排除すること。

区の区域内（以下「区内」という。）の事業者が公契約に係る業務を請け負い、又は受託すること及び区民（区内に住所を有する者をいう。）が公契約に係る業務に従事することができる機会を確保するよう努めること。

労働者等の適正な労働条件を確保し、労働環境の悪化等により公契約の履行に係る品質の確保に支障が生じることのないようにすること。

公契約の履行における品質にふさわしい価格により調達すること。

区が推進する施策の実現に寄与する調達を推進すること。

前各号に掲げるもののほか、公契約の適正な履行を確保すること。

（区の責務）

第5条 区は、前条に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

（受注者等の責務）

第6条 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。

2 受注者等は、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

（区内の事業者の活用）

第7条 受注者等は、公契約に係る業務の一部を他の事業者（第2条第4号イに掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

（労働報酬下限額）

第8条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

業務の委託契約及び協定 新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、第17条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、第1項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（公契約に定める事項）

第9条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額

未満のときは、当該労働者等に対してその差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。

受注者は、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。

受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。

ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先

エ 次条の規定による申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止

受注者は、第12条第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。

受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第1号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、第12条第2項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

（労働者等の申出）

第10条 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。

（不利益な取扱いの禁止）

第11条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告の要求及び立入調査）

第12条 区長は、第10条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、書類の閲覧その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前2項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第14条 区は、受注者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除（協定にあつては、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令）（以下「解除」という。）をすることができる。

第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

前条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第15条 区は、解除をしたときは、その旨を公表するものとする。

(損害賠償)

第16条 区は、受注者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 区は、解除により受注者に生じた損害を賠償する責めを負わない。

(審議会の設置)

第17条 労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議するため、区長の附属機関として新宿区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、学識経験を有する者、事業者及び労働者のうちから、区長が委嘱する。

- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条から第16条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による指名に係る工事の請負契約及び業務の委託契約、施行日以後に随意契約の方法により締結する工事の請負契約及び業務の委託契約（区長が別に定めるものを除く。）並びに施行日以後に締結する協定（以下これらを「契約等」という。）について適用する。
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、施行日前に新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱(平成22年6月30日付け22新総契契第901号)第5条第2項の規定により定めた最低賃金水準額は、施行日から令和2年3月31日までの間に締結する契約等における労働報酬下限額とみなす。この場合において、第8条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

（新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年新宿区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表新宿区公益保護委員の項の次に次のように加える。

新宿区労働報酬等審議会	委員のうち学識経験者	条例中副区長相当額
	日額 20,000円	
	その他の委員	
	日額 10,000円	

新宿区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(労働環境の報告)

第3条 受注者は、条例第9条第3号の規定による報告に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出することにより行うものとする。

条例第3条第1項第1号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境確認報告書（工事）（第1号様式）

条例第3条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境確認報告書（委託・協定）（第2号様式）

2 受注者は、前項の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書面を区長に提出するものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第12条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（第3号様式）とする。

(公表)

第5条 条例第15条の規定による公表は、次に掲げる事項を、新宿区役所の門前掲示場及び総務部契約管財課の窓口へ掲示し、並びに新宿区のホームページに掲載する方法により行うものとする。

公契約の件名及び締結の年月日

受注者及び受注関係者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公契約の解除の理由及び年月日

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の委員の数)

第6条 条例第17条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

学識経験を有する者 2人以内

事業者 2人以内

労働者 2人以内

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とす

ることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部契約管財課が担当する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項

本特記事項は、新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第 2 号。以下「条例」という。）及び新宿区公契約条例施行規則（令和元年新宿区規則第 12 号）に基づき定めるものとする。

（受注者等の定義）

第 1 条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

受注者 発注者と本契約を締結する者をいう。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の区以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者

労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、本契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により本契約に係る業務に従事する者

（労働関係法令の遵守）

第 2 条 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境を確保しなければならない。

（賃金の支払）

第 3 条 受注者は、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならない。

（労働環境の確認）

第 4 条 受注者は、労働環境確認報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境確認報告書を発注者へ提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第 5 条 受注者は、次に掲げる事項を業務の行われる作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付するなどにより、労働者等に周知しなければならない。

条例の適用を受ける労働者等の適用の範囲

労働報酬下限額

条例第 10 条の規定による申出をする場合の申出先

前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第 6 条 受注者は、労働者等から申出があった場合は、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注関係者との契約)

第 7 条 受注者は、本業務の履行にあたって、受注関係者と契約を締結する場合、受注関係者が労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、及び次条第 1 項による発注者からの求めに応じるよう努めることについて合意を得ること。

(立入調査等)

第 8 条 発注者は、労働者等から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境を確認するため必要がある場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者の事業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする場合において、発注者は、必要があると認める場合は、労働者等その他の関係者に協力を求めることができる。

3 受注者は、第 1 項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第 9 条 発注者は、前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認める場合は、受注者に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、講じた措置の内容及びその結果を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除し、又は新宿区競争入札指名参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 新総財第 550 号）の規定に基づく指名停止措置を行うことができる。

第 8 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

前条第 2 項の規定による是正措置を講ぜず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

令和7年度労働報酬下限額

1 工事請負契約

(単位：円/1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
02	普通作業員	24,120	28	潜水土	44,910
03	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
04	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
05	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
06	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
07	石工	29,520	33	型わく工	28,530
08	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
09	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手(特殊)	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手(一般)	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	29,700
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	29,520
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員B	15,840
26	高級船員	34,380			

ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり12,950円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

(単位：円)

労働報酬下限額	1,438 (1時間当たり)
---------	----------------

新宿区公契約条例に関する問い合わせ

新宿区総務部契約管財課契約係

電 話 03 - 5273 - 4075

FAX番号 03 - 5287 - 5597

令和7年度における労働報酬下限額の基準の算出について（アンケートQ5）

1. 工事の請負契約については「東京都における公共工事設計労務単価」（下表のとおり）に、原則9割を乗じて得た額を労働報酬下限額として定めています。

	職 種	単 価		職 種	単 価
01	特殊作業員	29,900	27	普通船員	30,800
02	普通作業員	26,800	28	潜水士	49,900
03	軽作業員	18,500	29	潜水連絡員	36,500
04	造園工	27,100	30	潜水送気員	35,400
05	法面工	33,400	31	山林砂防工	32,100
06	とび工	32,900	32	軌道工	57,400
07	石工	32,800	33	型わく工	31,700
08	ブロック工	30,500	34	大工	30,400
09	電工	32,600	35	左官	33,000
10	鉄筋工	32,600	36	配管工	28,600
11	鉄骨工	29,600	37	はつり工	30,100
12	塗装工	34,500	38	防水工	36,100
13	溶接工	37,000	39	板金工	34,200
14	運転手（特殊）	30,500	40	タイル工	-
15	運転手（一般）	25,400	41	サッシ工	32,100
16	潜かん工	37,000	42	屋根ふき工	-
17	潜かん世話役	44,300	43	内装工	33,000
18	さく岩工	39,600	44	ガラス工	31,600
19	トンネル特殊工	35,800	45	建具工	-
20	トンネル作業員	31,000	46	ダクト工	29,600
21	トンネル世話役	40,500	47	保温工	27,700
22	橋りょう特殊工	34,800	48	建築ブロック工	-
23	橋りょう塗装工	35,500	49	設備機械工	28,000
24	橋りょう世話役	40,600	50	交通誘導員A	20,200
25	土木一般世話役	32,400	51	交通誘導員B	17,600
26	高級船員	38,200			

2. 業務の委託契約及び指定管理協定については、新宿区職員の給与に関する条例の行政職給料表(二)が適用される職員の初任給額(勤務1時間あたりの単価)を参考に労働報酬下限額を定めています。

$$\text{勤務1時間あたりの単価} = \text{給料年額 (A)} / \text{年間労働時間 (B)}$$

$$(A) = \{ \text{給料月額}^1 (176,400) + \text{地域手当}^2 (35,280) \} \times 12 \text{ か月}$$

$$(B) = 7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - 7.75 \text{ 時間} \times \{ \text{祝日及び年末年始の休日の日数(16日)}^3 + \text{有給休暇取得の想定日数(16日)}^4 \}$$

令和7年度の東京都最低賃金(1時間あたり) = 1,163 円

- | |
|---------------------------|
| 1 = 行政職給料表(二)1級19号給 |
| 2 = 給料月額20% |
| 3 = 年度により異なる。16日は令和7年度の日数 |
| 4 = 16日は令和5年度の区職員平均取得日数 |